

議案第88号 交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

これまで、同じ施設内で交野市教育委員会事務局と連携しながら教育支援をしていた交野市教育センターについて、交野市教育委員会事務局の移転にあわせ、旧交野市立交野みらい小学校に移転したいため、条例を改正する。

2. 条例改正の内容

条例で定める交野市教育センターの位置について、下表のとおり改正する。

◇位置（条例第2条関係）

区分	位置
現在地	交野市私部二丁目29番1号
移転先	交野市郡津1丁目43番1号

3. 施行日

規則で定める日

交野市教育センター設置条例（平成5年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 交野市教育センター</p> <p>位置 <u>交野市郡津1丁目43番1号</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 交野市教育センター</p> <p>位置 <u>交野市私部二丁目29番1号</u></p>